

尾張の寺檀関係と複檀家（上）

蒲

池

勢

至

目次

はじめに

一 複檀家と一家一寺制―問題の所在と論点―

二 八開村の複檀家と寺檀関係

川北ムラの複檀家と講下制度

ムラと寺院の成立

寺檀関係の類型化

（以上、
本号）
(以下、
次号)

三 木曽川下流域の寺檀関係と複檀家

新田開発と配下制度のムラ

ムラと寺院の成立

（3）（2）（1）「代判」と「預り日方」と複檀家

四 寺檀関係と複檀家の成立

終わりに

はじめに

木曽川流域に位置する八開村や弥富町・十四山村・蟹江町・津島市などのムラには、コウシタ（講下）・ハイカ（配下）・ダイハン（代判）制度といった寺檀関係が慣習的に形成されてきた。⁽¹⁾ここにいう「寺檀関係」とは、寺檀制度にもとづく家と檀那寺という関係だけでなく、「ムラと家と寺院」という三者の関係をも含むものとする。また、一部には男女別に檀那寺を異なる複檀家も残っている。「複檀家」とは、一家が複数の寺院と寺檀関係を有している形態をさして使用することとする。

こうした問題については、かつて調査事例として報告したことがあるが、本稿では改めてその特徴を述べながら、男女別に檀那寺をもつ複檀家がどうして成立したのかという問題を、講下制度・配下制度というムラと家と寺院との関係から考えてみたい。また、複檀家を含めてこのような寺檀関係が成立した背景には、近世における新田開発とムラの成立という問題があつたのではないかと提起する。方法論としては、民俗学のフィールド調査による資料を基本とするが、宗門改帳の残っているところでは分析して民俗資料とともに検討する。そして、尾張における複檀家や寺檀関係を研究史の中に位置づけるため、最初に従来の複檀家（半檀家）研究における問題の所在と論点について若干まとめるところから始めたい。

一 複檀家と一家一寺制——問題の所在と論点——

近世寺檀制度の研究の中で、一家一寺の形態とは別に一家が複数の寺院と寺檀関係を有している事例が問題になり、昭和三十年代から研究が積み重ねられてきた⁽²⁾。これを複檀家あるいは半檀家などと呼んでいるが、術語としての概念規定の問題もあって研究者によつて使い方は一定していない⁽³⁾。昭和五十年代から六十年代にかけて主に民俗学や歴史学の立場から盛んに事例が報告されたり論じられたが、近年においても越後における複檀家の分布や社会背景、あるいは一家一寺に関する幕府法令や藩法の検討を通して寺檀関係の実態的事例研究などがみられる⁽⁴⁾。

いつたいて複檀家の何が問題となつてゐるのであらうか。いま、研究史をふり返つて論点を細かく抽出するだけの余裕もないが、民俗学の分野からこの問題を論究した福田アジオ氏の研究と、歴史学の立場によつて寺檀制度の成立から福田説を批判した大桑斉氏の研究の中に、問題の所在と論点が集約されているように思われる。そこで、福田・大桑両氏の所説と論点を確認しておきたい。

福田アジオ氏は、幕府による寺請制度と宗門改帳の成立過程を史料的に追いながら寺檀制度の成立について述べ、「寺檀制度は幕藩権力による上からの制度化であることは間違いない」としながらも、「寺と檀那の関係は当事者の問題」であつて幕藩権力が一家一寺を強制したり、離檀を禁止することは原則としてなかつたという⁽⁵⁾。その理由の一つとして、今まで伝承されてきた寺檀関係の形態をみると、寺檀関係の多くが近世の支配単位であった村の内

表1 寺檀関係の諸類型
(福田アジオ「近世寺檀制度と複檀家」より)

	変更型 A	変更型 B
父系帰属 X	A X	B X
並行帰属 Y	A Y	B Y
選択帰属 Z	A Z	B Z

部で完結しておらず、村からみると一つの寺と寺檀関係が完結している場合が少ないという実態を指摘している。寺院側から檀家をみると、一つの村内に檀家がまとまって完結しておらず、いくつもの村にまたがる「散りがかり的寺檀関係」になつていていること、また家の側からみれば「一家複数寺的寺檀関係」(半檀家・複檀家)の存在があることの意味を言つてゐるのである。つまり、寺檀関係というのは「寺と家(檀家)」の関係ではなく、「寺と檀那(個人)」の関係が基本であつて、「寺請を通じて寺檀関係が制度化される前提として人々の間に一定の寺との間に何らかの関係があつた」、「寺請制度を全国的制度とする以前に、各地において個別的に寺檀関係が形成されつあつた」というのである。⁽⁸⁾そして、福田氏は全国各地にみられるさまざまな寺檀関係を類型化して、表1のように結論した。この類型化の意味するところについて詳しくは福田論文を参照していただきたいが、結婚などによつて家の成員権に変更があつたとき、それまで形成していた寺檀関係が変更されるのか継続されるのか、そのとき寺院への帰属方式が父系帰属なのか、夫婦男女による並行帰属なのか、それとも選択的な帰属なのかという指標によつてゐる。具体的な寺檀関係の形態として、AX型は家成員が同一な檀那寺である一家一寺、AY型は現行の複檀家で男寺と女寺と固定しているもの、BX型は檀那寺が夫婦別であるが子どもの檀那寺は男女とも父親の寺に帰属、BY型は夫婦別で男子は父親の寺・女子は母

親の寺に帰属、AZ型とBZ型は家の中に複数の寺檀関係があり夫婦・男女によつて帰属がきまつていらないものである。福田氏の複檀家・寺檀関係に関する研究の目的と結論は、次の箇所に端的に示されている。

日本社会にはX（父系帰属）とY（男女並行帰属）の二つがあつたことにも注目する必要があらう。半檀家とか複檀家と呼ばれる一家複数寺的寺檀関係は、寺請制度確立過程の過渡的な形態であるという見解は、…（中略）：それはB→Aという変化が歴史的にあつたという点で正しいが、もう一つのXとYが近世以降現在まで併存していることを忘れてはいる点で問題であろう。量的には寺檀関係は圧倒的にAX型であつても、それと併存してAY型が各地に散在的に見られることを無視してはならないであろう。そして、近世寺檀制度は、これらの諸類型を含みうるものとして成立したのであり、その諸類型のなかでの歴史的変化は、その変化をもたらした近世の家の変化を示しているのである。⁽⁹⁾

父子関係のみを強調する「家」のみが日本の家ではなく、それとは異なる父親・男子の関係と母親・女子の関係を並行的に認める家をも存在させてきたことを教えてくれたのである。そして、その彼方にはそのような並行的な先祖觀が見えてくるものと予想している。⁽¹⁰⁾

こうした福田説に対し、大桑斉氏は「半檀家の歴史的展開」という論文において、次のように批判して自説を

展開した。福田説は、一家一寺制が幕府の政策によつて成立したものであつたという通説を否定したが、これは「幕府法と藩法の法制史的関係を考慮することなく、また諸藩の一家一寺令を特殊事情とすることだけで、幕法のあり方から『幕藩領主』一般を論ずるのは無理といわざるを得ない」という⁽¹⁾。このように批判する前提には、同氏が元禄九年（一六九六）六月に加賀藩が出した一家一寺の布達や正徳元年（一七一一）三月の布達という史料などを分析して、加賀藩が政策として一家一寺の寺檀関係を強制したこと、その社会的背景には切高仕法を中心とする近世小農民の家としての自立推進政策があつたということを論じた「寺檀制度の成立過程」という論文があつた。寺檀関係の主軸はどこまでも一家一寺制であつて、「多くの半檀家の事例とても、それらが一家一寺制に収斂しあるいはそれが変化してゆく過程の多様性を示すものでしかない。」と捉える⁽²⁾。夫婦男女別などの複檀家（半檀家）については

男女別形態の寺檀関係というものは、一家の内で何故男と女が別々の寺の旦那になるのかという原理を、その形態の内から説明することが出来ないものである。福田アジオ氏は、前述の形態分類の指標として、父系帰属と共に「男女並行帰属」をあげているが、父系帰属という概念は族制なり家制度なりにおいて、それ自体明確な原理性をもつものであるが、「男女並行帰属」はそのような原理性を含むものではない。今まで見てきたところからいえば、寺檀関係は、家付、親付、など、「家」や血縁などの原理によつているのであるが、男女別形態は、家付でも親付でもないのである。従つて、男女別形態の寺檀関係は、これらとはまったく別の原

理によつて形成されたものであり、右の大浜村のケースからいえば、それは村の寺へ女子を旦那として付けるということ、つまりは地縁的寺檀関係の原理によるといふのである。ここに、寺檀関係に、家結合を越えた新しい原理としての村という共同体の意志が介入してきたといわざるをえない⁽¹³⁾。

という。大桑氏は一貫して「半檀家」という術語を使用して、福田氏が寺檀関係の「檀」を檀那という個人の意味と規定しながら、一方で複檀「家」と呼んでいることは矛盾していると批判する。寺檀関係は、半檀家の「半」にしろ、複檀家の「複」にしろ「檀家」という家単位の関係が前提であるというのである。家単位としての寺檀関係が形成される原理を、右の引用では「家付」と表現しているが別のことでは「家筋」とも述べていて、これが一家一寺の論理である。「親付」というのは嫁が実家の檀那寺との関係を婚家に持ち込む血縁の論理=半檀家の論理であるという。そして、男女別形態の寺檀関係は、村という共同体による地縁の論理であると主張している。歴史的な時間の中では、「近世初期には『親付』の男女別半檀家が多かつたが、やがて『家付』原理の優越化によつて一家一寺に取締してゆく。しかるに近世中期以降、再び男女別半檀家の事例が多くなつてくるのである。それは『親付』の復活であるよりは、ムラ付とでもいべき原理によるもので、女子がムラの寺の旦那となるケースが圧倒的に多い。」（中略）したがつて、「家付」男女別形態は、さらにムラ付男女別形態へと転化したといふべきであろう」と位置付けた⁽¹⁴⁾。また半檀家成立の背景には、「江州高嶋郡海津福善寺」と「同国白谷村正通寺」による檀家争論などの史料を通して、地縁的な村内寺院の僧侶による檀那確保という要因が、いかに大きく働いていたかを論じている。

福田・大桑氏の主張する結論的な記述部分を要約してながめてみた。両氏とも非常に明快な論旨であり、それに首肯しうる論理と結論内容と言えよう。しかし、比較してみると決定的な違いがある。福田氏が夫婦男女別の複檀家をどこまでも六類型寺檀関係の中の一つと捉えているのに対し、大桑氏の寺檀関係はあくまでも一家一寺が主軸であつて、複檀家は一家一寺制に収斂されていく過渡的なものであつたと捉えている。この見解の相違は、寺檀関係を「寺と檀那」の関係とみるか、あるいは「寺と家」の関係とみるかという立論の出発点が異なつていたことに起因している。福田氏は、一家一寺が全国的にみたとき圧倒的に多いことを認めながらも、なぜ一家一寺が六類型の一つにすぎないと主張したのであらうか。それは一家一寺（AX型）という寺檀関係を「相対化」することと、つまり日本の社会において父系関係の家だけでなく、父親と男子・母親と女子を並行的に認める家の形態も存在したこと強調するためであつた。⁽¹⁵⁾とりわけ、近世初期の寺檀関係形成時期には、権力によつて一方的に寺檀関係が制度化されたのではなく、在地において個別的に形成された寺檀関係があつて、個人の意志や男女による多様な寺檀関係形成・家形成の可能性があつたことを提起したかつたのであらう。そのために、寺檀関係を六つに類型化し、並列的に捉えて意味付けしたのであつた。

大桑氏は、「こうした福田氏の寺檀関係類型論を「静態的類型論」とも批判している。⁽¹⁶⁾実は、ここに歴史学と民俗学による寺檀関係に対する歴史認識の違い、問題意識と視角の相違が表出されているのではないか。福田氏のとした問題視角と方法論は、幕府法令や宗門改帳の史料を使いながらも、民俗学における事象の類型化と類型間の比較によつて変遷と意味を捉えようとするためのものであつた。それは一家一寺制の寺檀関係が、歴史学において幕藩

権力の宗教統制によつて制度化され成立したのだという通説に一石を投じ、村に生活してきた人々の寺院に対する多様な関係と、寺檀制度が強固に確立されるまでに存した社会的可能性を求めた、民俗学的アプローチであつた。絶対化されていた一家一寺制の寺檀関係を相対化し、複檀家という一家複数寺的寺檀関係の中に、権力によつて制度化された家でなくもう一つの別な家形態をみたのであつた。したがつて、福田氏の結論が六類型にまとめられて「静態的」になつたのは当然であつたといえよう。これに対して大桑氏は、一家一寺の寺檀関係を主軸に男女別寺檀関係をみて、「相互連関や、その『内在的契機』、『社会的基盤』をこそ問題」にしたのであつた。⁽¹⁷⁾ 両氏の論点と結論は、同じ寺檀関係・複檀家（半檀家）という問題を研究対象にしながら、かみ合つているようでいてかみ合つていはない。ちなみに、大桑氏は福田説を批判したが福田氏は大桑氏を批判せず、論争には至らなかつた。

さて、次節において尾張の寺檀関係や複檀家を取り上げるが、右にみた福田論文と大桑論文の論点を踏まえて、以下の問題視角からながめてみよう。まず、近世中期以降にみられ現行民俗の中にも残存している男寺・女寺と固定されている複檀家（半檀家）の形態、つまり福田氏のAY型はどうして成立したのか、という基本的な問題である。これまでの研究では、宗門改帳の分析整理や民俗事例の報告が中心になされてきたが、やはり「どのようにしてムラの寺檀関係は成立したのか」「複檀家はどうして成立したのか」という問題は残されたままである。幕府法や藩法による村落レベルでの研究、越後における檀家争論防止のために出された文政令などの研究は推進されていいるが、こうした法令とは別な要因もあつたのではなかろうか。「寺と檀那」「寺と家」の関係だけでなく、「ムラと家と寺」という関係、大桑氏が主張した地縁的原理である。この点を、民俗調査による資料から具体的に検討して

考えてみよう。

二 八開村の複檀家と寺檀関係

(1) 川北ムラの複檀家と講下制度

八開村は愛知県のほぼ最西端、木曽川に沿いに位置しており、世帯数三三五四、人口五二〇五人（平成十一年現在）の村である。村の中は上東川・下東川・鵜多須・二子・川北・藤ヶ瀬・給父・高畑・江西・元赤目・赤目・立石・下大牧・塩田という十四の大字から成立している。この大字が近世村に相当するが、大字二子は小判山・上丸島・丸島・新田・定納と分かれているので、生活伝承共同体としてのムラは一八と捉えることができる。村内にある寺院は一〇カ寺が真宗大谷派、二カ寺が曹洞宗、一カ寺が浄土宗西山派寺院であり、村人のほとんどが真宗門徒という真宗優勢地域である。

村内の寺檀関係は実に複雑な形態になつていて、表2に示したように男女別という複檀家の寺檀関係が現在も続けられている。この形態をオトコ寺、オンナ寺、あるいはオトコダンカ（男檀家）、オンナ（オナゴ）ダンカ（女檀家）、オトコダンポン（男檀方）、オンナダンポン（女檀方）と呼んでいる。家と寺院の関係で、夫と妻が別な檀那寺を有しております、子どもも男女によつて帰属が別れるという複檀家（AY型）である。夫が死亡すれば夫の檀那寺が導師になり、妻が亡くなれば妻の檀那寺が導師をすることになつていて、年忌法事の場合などは、両檀那寺が

表2 八開村の男女別複檀家

ムラ	家No.	男寺	男寺の所在地		女寺	女寺の所在地	
			男寺の所在地	女寺		女寺の所在地	
川北	1家	栄通寺	岐阜県海津町福江	長念寺	八開村給父		
	2家	栄通寺	岐阜県海津町福江	長念寺	給父		
	3家	栄通寺	岐阜県海津町福江	長念寺	給父		
	4家	栄通寺	岐阜県海津町福江	長念寺	給父		
	5家	光耀寺	八開村赤目	長念寺	給父		
	6家	光耀寺	赤目	長念寺	給父		
	7家	光耀寺	赤目	長念寺	給父		
	8家	光耀寺	赤目	長念寺	給父		
	9家	光耀寺	赤目	長念寺	給父		
	10家	光耀寺	赤目	長念寺	給父		
	11家	光耀寺	赤目	長念寺	給父		
	12家	光耀寺	赤目	長念寺	給父		
	13家	光耀寺	赤目	長念寺	給父		
	14家	光耀寺	赤目	長念寺	給父		
	15家	光耀寺	赤目	長念寺	給父	藤ヶ瀬	
	16家	長念寺	給父	西光寺	藤ヶ瀬		
	17家	長念寺	給父	西光寺	藤ヶ瀬		
	18家	長念寺	給父	西光寺	藤ヶ瀬		
	19家	長念寺	給父	西光寺	藤ヶ瀬		
	20家	長念寺	給父	西光寺	藤ヶ瀬		
	21家	長念寺	給父	西光寺	藤ヶ瀬		
	22家	長念寺	給父	西光寺	藤ヶ瀬		
	23家	西覚寺	祖父江町西鶴之本	西光寺	藤ヶ瀬		
	24家	西覚寺	祖父江町西鶴之本	西光寺	藤ヶ瀬		
	25家	了正寺	平和町法立	西光寺	藤ヶ瀬		
	26家	了正寺	平和町法立	西光寺	藤ヶ瀬		
	27家	了正寺	平和町法立	西光寺	藤ヶ瀬		
	28家	了正寺	平和町法立	西光寺	藤ヶ瀬		
	29家	了正寺	平和町法立	西光寺	藤ヶ瀬		
	30家	了正寺	平和町法立	西光寺	藤ヶ瀬		
	31家	長然寺	岐阜県輪之内町中郷新田	西導寺	江西		
	32家	長然寺	輪之内町中郷新田	西導寺	江西		
	33家	長然寺	輪之内町中郷新田	西導寺	江西		
	34家	長然寺	輪之内町中郷新田	西導寺	江西		
	35家	長念寺	八開村給父	西導寺	江西		
	36家	成信坊	津島市	良満寺	祖父江町神明津		
	37家	祐専寺	祖父江町山崎字柳野	良満寺	祖父江町神明津		
	38家	祐専寺	祖父江町山崎字柳野	良満寺	祖父江町神明津		
給父	39家	正琳寺	祖父江町森上	長念寺	八開村給父		
藤ヶ瀬	40家	間源寺	立田村	西光寺	藤ヶ瀬		
	41家	即願寺	祖父江町島本	西光寺	藤ヶ瀬		
	42家	万瑞寺	佐屋町	西光寺	藤ヶ瀬		
	43家	中島寺	岐阜県南濃町	西光寺	藤ヶ瀬		
	44家	明光寺	八開村下大牧	西光寺	藤ヶ瀬		
元赤目	45家	良源寺	岐阜県海津町	西光寺	藤ヶ瀬		
鶴多須	46家	永竜寺	祖父江町	了慶寺	鶴多須		
	47家	蓮徳寺	佐屋町	永竜寺	祖父江町		
	48家	了正寺	平和町	了慶寺	八開村鶴多須		
	49家	円養寺	岐阜県羽島市	了慶寺	鶴多須		
	50家	地泉院	祖父江町	了慶寺	鶴多須		
	51家	明壽寺	平和町	了慶寺	鶴多須		
下大牧	52家	安養寺	三重県桑名市	明光寺	下大牧		
	53家	法泉寺	三重県多度町	明光寺	下大牧		
下東川	54家	明光寺	八開村下大牧	了慶寺	鶴多須		

*No.38までは川北で伝承されている家の戸数、以下は男寺と女寺の組み合わせを示す。

来るが導師関係は葬儀のときと同じであるという。川北の36家はオトコ檀家が成信坊（津島市）・オナゴ檀家が良満寺（祖父江町）となつていて、仏壇の位牌祭祀も男女別になつてゐる。現当主で六代目になるといわれ、二基の繰り出し位牌を男女別に分けて次のホトケを祀つてゐる。

男

釈妙遠童子	(天保九・六・一七)	釈尼貞亮	(安政三・一・一・八)
釈政順	(安政四・一〇・一八)	釈尼妙觀	(安政四・二・二・五)
釈一幢童子	(慶應元・一二・五)	釈尼妙蓮	(万延二・二・八)
釈靜雲童子	(明治三〇・一二・一三)	釈妙教童女	(文久二・二・一五)
釈清雲童子	(明治三一・一・二・四)	釈尼智真	(明治四・八・二〇)
釈妙信童子	(明治三七・一〇・九)	釈妙順童女	(明治一〇・一〇・四)
釈妙教童子	(明治三七・一〇・一三)	釈妙鏡童女	(明治一八・八・一二)
釈慶信	(明治四〇・一一・三〇)	釈遊林・妙西童女	(大正六・四・一六)
釈西信童子	(大正四・一・四)	釈尼誓受	(大正六・八・一〇)
釈映徹童子	(大正一四・七・六)	釈妙西童女	(大正七・一二・二七)
釈西源	(昭和二・七・一一)	釈尼自影	(大正一五・一一・一)

法蓮院釈憲遵（昭和三三・一・五）

釈尼妙華（昭和六〇・六・一〇）

釈淨信童子（昭和三六・七・三）

蓮開院釈遠慶（昭和六一・七・二四）

男女別に檀那寺が異なり、葬儀の導師はもちろん法事まで別になつてることから、位牌祭祀を形式的にも区別する必要が生じたのであろう。

八開村のどのムラにも、この男女別複檀家が残つてゐるわけではない。表2に掲げた川北（三八軒）・給父（三軒）・藤ヶ瀬（七軒）・元赤目（三軒）・鶴多須（二八軒）・下大牧（二軒）・下東川（二軒）で、これ以外のムラにはみられなかつた。とりわけ川北と鶴多須に集中している。以下、川北を事例になぜ男女別複檀家の形態がみられるのか、どのような原理によつて成立したのか考察してみたい。

川北にはムラ内に寺院がなく、どの家もムラ外の寺院と寺檀関係を結んでいる。男女別複檀家三八軒のうち、表3のように男寺はばらばらであるが、女寺は長念寺と西光寺が多い。なぜ長念寺が女寺になつたのかという理由については、八開村におけるムラと寺院の慣習的な関係である講下制度との関連が考えられる。図1のようく、ムラ内に寺院のない

表3 川北の男寺と女寺

	男寺	女寺	
光耀寺	11	15	八開村内
長念寺	7	15	ノ ノ ノ
西光寺		5	外
西導寺			村 ノ ノ ノ ノ ノ ノ
栄通寺	4		3
長然寺	5		
西覚寺	2		
良満寺		2	
祐専寺		6	
了正寺		1	
成信坊			

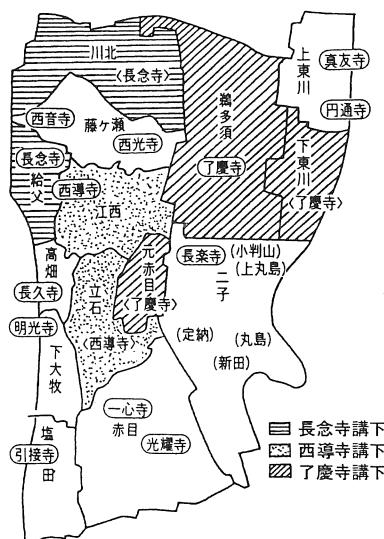


図1 八開村の講下制度

川北は給父の長念寺と講下関係、下東川と元赤目は鵜多須の了慶寺と講下関係、上丸島・丸島・定納・新田は小判山の長樂寺と講下関係を形成している。ムラ内に寺院のあるところは、当然そのムラが講下関係になつていて、講下関係とは、寺院がムラに対して慣習的な権利を有しているものであり、葬儀になれば檀那寺でなくとも講下関係にある寺院が喪家へ通夜や三日のお経（骨上げのお経）に行く。日常的なジョウハン（常飯）といわれる月の慣習として行われてきたのではないか、と考えられる。川北以外では、表2のNo.39家からNo.44家、No.46家、No.47家からNo.54家が、講下関係にある寺院が女寺になるという原則が当てはまつていて、しかし、この原則が必ずしも貫徹しているとは限らない。川北のNo.16家から30家は藤ヶ瀬の西光寺、No.31家から35家は江西の西導寺、No.37と38家は祖父江の良満寺になっている。これらは川北に隣接するムラと寺院であるが講下にはなつていない。とくに西

川北は給父の長念寺と講下関係、下東川と元赤目は鵜多須の了慶寺と講下関係を形成している。ムラ内に寺院のあるところは、当然そのムラが講下関係になつていて、講下関係とは、寺院がムラに対して慣習的な権利を有しているものであり、葬儀になれば檀那寺でなくとも講下関係にある寺院が喪家へ通夜や三日のお経（骨上げのお経）に行く。日常的なジョウハン（常飯）といわれる月の慣習として行われてきたのではないか、と考えられる。川北以外では、表2のNo.39家からNo.44家、No.46家、No.47家からNo.54家が、講下関係にある寺院が女寺になるという原則が当てはまつていて、しかし、この原則が必ずしも貫徹しているとは限らない。川北のNo.16家から30家は藤ヶ瀬の西光寺、No.31家から35家は江西の西導寺、No.37と38家は祖父江の良満寺になっている。これらは川北に隣接するムラと寺院であるが講下にはなつていない。とくに西

光寺が、なぜ川北の女寺として関与しているのか不明である。なんらかの歴史的経緯があつたのかも知れない。江西の西導寺や祖父江の良満寺が女寺になつてているのは、かつて嫁が実家の寺檀関係を持ち込んだものが後に固定化されたのではないか、ともみられよう。No.45家やNo.47家も同様である。

川北の男女別複檀家を女寺の側からながめてきたが、今度は男寺の檀那寺に着目してみると栄通寺・光耀寺・長念寺・西覚寺・了正寺・長然寺・成信坊・祐専寺と檀那寺がばらばらであつた。ムラの中に寺院がないことにもよるが、どのように川北の男寺が成立したのか考える時、例えば「水谷イットウ（五軒）は岐阜県安八郡輪之内町の長然寺檀家、服部イットウ（三軒）は津島市の成信坊檀家、吉川イットウ（三軒）は祖父江町の西覚檀家」といわれていることが注目される。男寺の寺檀関係成立の要因は、川北という村の成立と関連していることが考えられるので、この点をみてみよう。

図2は天保十二年（一八四二）の川北村絵図である¹⁹が、川北という村がどのように形成されてきたかを教えてくれる。この村はもと神明津輪中に属し、南を東西に旧間之川、東を佐屋川が流れていた。旧間之川は木曽川と佐屋川を結ぶ川幅九〇間（あるいは一三二間）といわれた川で、神明津村（祖父江町）・川北と給父村・藤ヶ瀬村との間を流れていたが、文政九年（一八二六）に川底が砂高となつたために締め切られて廃川となつている。佐屋川は川幅二〇〇間の川であつたが、やはり明治三十三年頃木曽川の改修工事で締め切りとなり、廃川となつてしまつた。近世において川北は神明津輪中の最南端にあり、間之川と佐屋川にはさまれた村であつた。尾張藩によつて作成された『寛文村々覚書』（一六七三年までに成立）によれば、川北は近世村として成立していく石高三〇六石五

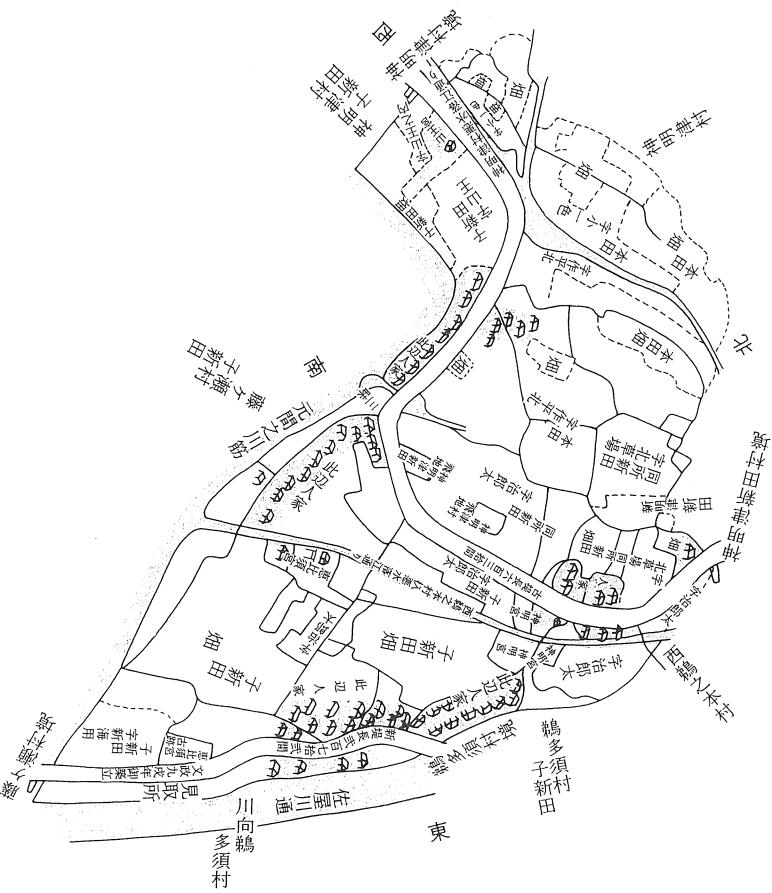


図2 川北村絵図・天保12年

斗九升四合、戸数三〇、人口一六一とある。文政五年（一八二二）成立の『尾張徇行記』では一七六石五斗二升一合、五八戸、二七一人、そして天保十二年（一八四三）の村絵図では、一四一石九斗九升五合、六八戸、二九三人となつてゐる。約一七〇年間に戸数は二倍以上、人口は二倍弱に増加したが、石高は増減を繰り返してゐる。減少した理由は、間之川と佐屋川に挟まれた川筋に土地があるので、地形の変動や水害の影響を受けたことによる。慶安三年（一六五〇）には大洪水によつて佐屋川堤防が決壊し、川北だけでなく各村が大きな被害を受けてゐる。その一方、新田開発も行われた。絵図をみると、人家は「古堤」とある神明津輪中堤沿いと、「文政九年戊午御築立」とある佐屋川堤（新堤）沿いにあり、「本田」「本田畠」は古堤の西側（内側）、古堤と新堤の間に「子新田畠」が描かれている。絵図に記載されている石高等などの記録によれば、西側の神明津村との境近くにある「子新田字山王」は「慶安元年御繩入」、東側の「子新田畠」「子新田字新海用」は文政十一年（一八二八）に検地されて成立したものであつた。三昧が間之川河川敷にあることなどから、古堤と新堤の間にある人家は、近世中後期以降の新田開発にともなつて成立した集落であろう。間之川南に「藤ヶ瀬子新田」、佐屋川東にも「鶴多須村子新田」とあるように、この付近は新田開発された土地であつた。イットウごとに寺檀関係がなつてゐることから推して、現在の八開村赤目や給父、川北の北側にある祖父江町西鶴之本、あるいは岐阜県海津町福江や輪之内町中郷の人たちが入植して新田開発したものと考えられる。そうした入植者たちは出身村にある寺院との寺檀関係をもつたまま、この川北ムラに居着いたのであろう。こうした点については、次節の木曾川下流域の新田開発と寺檀関係の成立で詳しく触れる。

(2) ムラと寺院の成立

このように川北がムラとしての成立していく過程は、八開村の各ムラでも事情が類似していた。男女別の複檀家がみられないところでも、ムラの中の寺檀関係が複雑であり、ムラ内に寺院があつても家の檀那寺がばらばらであるところが多い。ムラの中には何カ寺かの寺院が関与しており、ムラ内にある寺院の檀家が少ないという、いわゆる入会的な寺檀関係ともいえる状態である。寺院の側からみれば檀家がムラ内に少なく、村内のムラや村外にとんでもいるという「散りがかり的寺檀関係」である。どうしてこのような寺檀関係が成立したのか。八開村の寺院について由緒書や法物裏書などを調べると、近世初期から中期にかけて現在地のムラに移転してきているものが多い。⁽²⁰⁾いくつかの例を挙げると、長久寺は寛永年中に木曾川掘割りで高畠村に引き移る、西導寺は寛文年中に江西村に移転、西光寺も寛永年中に藤ヶ村に移転と伝える。下大牧の明光寺は、慶長二年（一五九七）の顯如上人真影裏書に「尾州海西郡秋江郷中島□」とあつて木曾川中にあつた中島村にあつた。現在地の「尾州海西郡下大牧村」の地名が記載されるのは、宝暦十一年（一七六一）銘の親鸞絵伝裏書になつてからであつた。二子村小判山の長樂寺はもと佐屋町西保にあり、宝暦三年（一七五三）六月、村内に寺がなかつたことから二子村の要請によつて移転してきた寺院である。下東川の真友寺も、旧海西郡市江島西保村の佐藤某が帰依して一宇が建立され、元禄二年（一六八九）六月現在地へ移ってきたという。ムラ内の入会的な寺檀関係、「散りがかり的寺檀関係」の成立過程には、各寺院のムラへの定着時期とムラの開発と成立といった問題が関係している。それは、近世村の成立する段階で寄り合いでに集まつた人々がムラを開拓形成し、ここに寺院が移転してきて定着したのではないか、ということを考えさせ

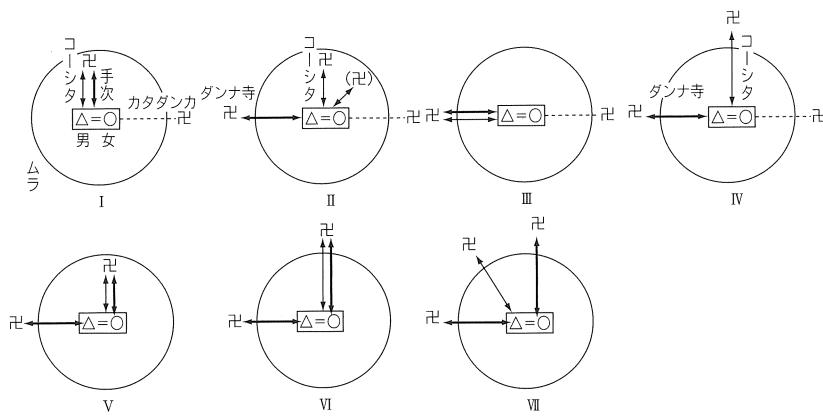


図3 ムラと家と寺の関係

るのである。こうした歴史的経緯が、複雑な寺檀関係を生じさせたのである。

(3) 寺檀関係の類型化

八開村における「ムラと寺院と講下関係」、「家と寺院の寺檀関係」を整理すると図3のように七つの型に分けてみることができる。図I～IVは複檀家以外の一般的な寺檀関係で、まずI型はムラの中に寺院があつて、ムラ内にある家もこの寺院と寺檀関係にあるものである。寺院は、所在するムラが講下となり、家は檀那寺をトリモツという関係になる。この関係をジキダン（直檀）とも呼んでいる。II型は、同じくムラ内に寺院があつても、家はムラ外に檀那寺をもつていて寺檀関係を結んでおり、その家はまたジゲ寺（ムラ内寺院）と講下関係にあつてトリモチすることになる。III型はムラの中に寺院がなく、講下寺院がそのまま檀那寺になつてゐるものである。そして、同じくムラ内に寺院がなく、講下寺院と檀那寺の異なるものがIV型である。IV型の檀那寺はムラを講下とはしていないが、檀那寺ということで強く家と結びつき、ムラ内に檀家を何軒か有している場合は講下寺

院と同様に大きな影響力をもつことになる。V～VII型は男寺・女寺の複檀家である。V型はムラ内のジゲ寺と妻が寺檀関係にあり、夫がまた別にムラ外に寺檀関係をもつてているものである。この型は夫の寺院が「家」代々の檀那寺であるが、ムラ内のジゲ寺との講下関係が強いため「嫁にきたものはジゲ寺の檀家になつてもらう」ということなのであろう。VI型は、ムラ内に寺院がなく妻がムラ外の講下寺院と寺檀関係、夫が別に寺檀関係をもつてている。VII型は、夫と妻がそれぞれムラ外に檀那寺をもつており、講下寺院もまた別であるというものである。この他、図I～IVに点線で示したカタダンカ（片檀家）と呼ばれる関係がある。これはどの家でもあるものではないが、葬儀になると妻の実家の檀那寺が客僧として参列し、費用は実家持ちになる関係である。葬儀における片檀家の慣習は、嫁と実家の檀那寺が関わるもので複檀家とのつながりが考えられる⁽²⁾。図3に示さなかつたが、一〇年前までダイハノ（代判）という寺檀関係もあつた。ムラに寺院のない元赤目の家で

男寺 良源寺（岐阜県海津郡海津町日原）

女寺 西光寺（八開村藤ヶ瀬）

講下 了慶寺（八開村鵜多須）

代判 光耀寺（八開村赤目）

という関係であつた。代判は講下寺院である了慶寺がなつてもよかつたのであるが、鵜多須と元赤目の間には佐屋川が流れていた。そこで同じ輪中であり近くの光耀寺が代判になつたのであろう。代判については後に詳しく述べる。

現行の八開村に展開している、「ムラと家と寺院」の寺檀関係は右の通りである。ほぼこの七類型に位置付けることができよう。これまで詳しくみてきた川北の複檀家は、VI・VII型になる。川北と講下関係にある長念寺が女寺であるのがVI型、西光寺や西導寺・良満寺が女寺になつてゐるのがVII型である。西光寺などが講下関係ではないのに女寺になつてゐる理由がわからなかつたが、講下制度がムラと寺院との間に生まれた相互依存的な「共同体の意志」という地縁の論理によるものだとすれば、VI・VII型双方から講下寺院の関係を除くとVI型とVII型は同じ型になつてしまふ。つまり、川北において女寺としての西光寺の方が長念寺よりも講下関係成立以前の姿を残しているとみられる。もちろん、長念寺も講下関係が成立する前から女寺であつたとも考えられよう。そして、講下関係という地縁の論理からは、なぜ男女別複檀家の寺檀関係が生まれたのか説明できない。男女別複檀家は講下制度とは原理的に関係ない理由によるものであり、「家と寺院」という関係よりも「檀那と寺院」という関係の中で生まれたもので、ムラの新田開発にともない入植した者が夫婦別々に出身地の寺檀関係を持ち込んだことに起因しているのではないかろうか。このことを次節においてみてみよう。

注

- (1) 蒲池勢至『真宗と民俗信仰』第二章第二節(吉川弘文館、一九九三年)、同「寺院と檀家」(『八開村史』民俗編第八章第二節、一九九四年)、同「木曽川下流域のムラと寺院—寺檀関係・配下制度・講組」(『愛知県史民俗調査報告書四 津島・尾張西部』、二〇〇一年)。

- (2) 社会伝承研究会『祖先祭祀の展開と社会構造』(社会伝承研究V、一九七六年)が複檀家と寺檀関係等の特集号で、「複檀家制事例一覧」「祖先祭祀・檀家制度に関する文献目録(一九四五～一六七六)」を掲載している。また、近世仏教研究会『近世仏教 史料と研究』(第六卷第三・四号 通巻二〇号、一九八六年)が寺檀制度特集で関係論文と史料紹介をまとめて載せている。石川利夫・藤井正雄・森岡清美編『生者と死者―祖先祭祀―』(三省堂、一九八八年)にも「祖先祭祀に関する文献目録」として「半檀家制」の項目がある。
- (3) 半檀家・複檀家・一家複数寺制・並列的寺檀関係・重層的寺檀関係等、さまざまな術語が使われている。吉原睦氏が「複檀家制の述語設定について」(『常民文化』第一八号、一九九五年)において整理を試みようとしている。本稿においては複檀家の術語を基本的に使用するが、大桑斉氏は一貫して半檀家の術語を使用しているので、大桑氏の所説に関わるところでは複檀家(半檀家)のように並列して表記した。
- (4) 朴澤直秀「近世後期における寺檀関係と檀家組織―下越後真宗優勢地帯を事例として―」(『史学雑誌』第一〇四編第七号、一九九五年六月)、同「幕藩権力と寺檀関係―一家一寺制をめぐって―」(『史学雑誌』第一一〇編第四号、二〇〇一年四月)など。
- (5) 福田アジオ「近世寺檀制度の成立と複檀家」(社会伝承研究会『祖先祭祀の展開と社会構造』社会伝承研究V、一九七六年)。同「近世前期美濃の宗門改帳と複檀家」(社会伝承研究V、一九八三年)。同「寺檀関係と祖先祭祀」(『生者と死者―祖先祭祀―』、三省堂、一九八八年)。同「近世寺檀制度と複檀家」(仏教民俗学大系七『寺と地域社会』、名著出版、一九九二年)。
- (6) 大桑斉「寺檀制度の成立過程上・下」(『日本歴史』第二四一二四三号、一九六八年七月・八月)。同『寺檀の思想』(教育社、一九七九年)。同「半檀家の歴史的展開」(近世仏教研究会『近世仏教』第六卷三・四号、通巻第二〇号、一九八六年)。
- (7) 同「墓・寺・先祖」(日本村落史講座七『生活二―近世』、雄山閣出版、一九九〇年)。
- (8) 福田「寺檀関係と祖先祭祀」、一七七頁。
- (9) 福田「近世寺檀制度の成立と複檀家」五六頁。
- (10) 同右、六六頁。
- 福田「寺檀関係と祖先祭祀」、一九四頁。

- (11) 大桑「半檀家の歴史的展開」五頁。
- (12) 大桑「墓・寺・先祖」二〇二頁。
- (13) 大桑「半檀家の歴史的展開」二二頁。
- (14) 大桑「墓・寺・先祖」二〇一頁。
- (15) 民俗学において「位牌分け」慣行が研究されるのも、長男相続による直系的な家だけで死者祭祀が行われるのではなく、兄弟子供に位牌が分与されて祭祀されるという並行的な祭祀形態に意味を見いだしている」とで、複檀家研究と同じ志向である。

大桑「半檀家の歴史的展開」五〇六頁。

大桑「半檀家の歴史的展開」三頁。

- (16) (17) (18) (19) (20) (21)
- 注(4) 朴澤論文。森本一彦「複檀家制の社会背景と展開—近世越後における檀論と法令」（伊藤唯真編『宗教民俗論の展開と課題』、法藏館、二〇〇一年）。
- 『八開村史』資料編一・村絵図集・八開村役場、一九九〇年。川北については同書「村絵図集解説」を参照した。
- 注(1) 蒲池勢至『真宗と民俗信仰』一六二～一六五頁。同「寺院と檀家」五三三～五三六頁。
- 片檀家は、尾張西部・中部から北部地域にかけて広くみられる慣行である。